

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧 (20名)

委員長	前田 武志 (民主)	徳永 久志 (民主)	塚田 一郎 (自民)
理事	川上 義博 (民主)	広野 ただし (民主)	中曽根 弘文 (自民)
理事	白 眞勲 (民主)	前川 清成 (民主)	山崎 正昭 (自民)
理事	中山 恭子 (自民)	森 ゆうこ (民主)	風間 昶 (公明)
理事	山本 一太 (自民)	柳田 稔 (民主)	草川 昭三 (公明)
	川合 孝典 (民主)	衛藤 晟一 (自民)	山下 芳生 (共産)
	外山 斎 (民主)	関口 昌一 (自民)	(22. 1. 18 現在)

(1) 審議概観

第174回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出（北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長）1件であり、これを可決した。

〔法律案の審査〕

拉致被害者等支援法の改正 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案は、北朝鮮当局によって拉致された被害者等であって本邦に永住するものが置かれている状況にかんがみ、拉致被害者等給付金の支給期間の限度を5年から10年に延長するものである。

委員会においては、提出者である衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査〕

鳩山内閣総理大臣（当時）の施政方針演説では、拉致問題について、新たに設置した拉致問題対策本部の下、すべての拉致被害者の一日も早い帰国を実現すべく、政府の総力を挙げて最大限の努力を尽くすこと

が表明された。

なお、6月8日に発足した菅内閣においても、所信表明演説で同趣旨のことが表明された。

3月24日、北朝鮮をめぐる最近の状況について岡田外務大臣から、北朝鮮による拉致問題に関しての基本方針について中井国務大臣からそれぞれ説明を聴いた。

3月26日、拉致被害者の認定、拉致問題解決に向けた日韓協力、拉致被害者等給付金の支給、鳩山内閣の日朝交渉打開策、北朝鮮に対する経済制裁、朝鮮学校の高校無償化問題等について質疑を行った。

また、拉致被害者等支援法改正案の審査に先立ち、拉致被害者等の自立及び生活基盤の再建等に資するよう、支援策の実施に十全の対応をすること、拉致被害者等支援法改正後の実施状況、帰国した被害者の生活基盤の再建等の状況及び補償の問題、未帰国の被害者の状況等を勘案の上、被害者の支援について万全を期すこと等を政府に要請する北朝鮮による拉致被害者に対する**万全の支援及び拉致問題の解決促進に関する決議**を行った。

(2) 委員会経過

○平成22年1月18日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成22年3月24日(水) (第2回)

○北朝鮮をめぐる最近の状況に関する件及び北朝鮮による拉致問題に関する基本方針に関する件について岡田外務大臣及び中井国務大臣からそれぞれ説明を聴いた。

○平成22年3月26日(金) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○拉致被害者の認定に関する件、拉致問題解決に向けた日韓協力に関する件、拉致被害者等給付金の支給に関する件、鳩山内閣の日朝交渉打開策に関する件、北朝鮮に対する経済制裁に関する件、朝鮮学校の高校無償化問題に関する件等について中井国務大臣、岡田外務大臣、福山外務副大臣、大塚内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

白眞勲君(民主)、徳永久志君(民主)、中山恭子君(自民)、塚田一郎君(自民)、風間昶君(公明)、山下芳生君(共産)

○北朝鮮による拉致被害者に対する万全の支援及び拉致問題の解決促進に関する決議を行った。

○北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案(衆第5号)(衆議院提出)について提出者衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長城島光力君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第5号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産
反対会派 なし

(3) 委員会決議

—— 北朝鮮による拉致被害者に対する万全の支援及び拉致問題の解決促進に関する決議 ——

北朝鮮による拉致は我が国の国家主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題であり、未曾有の国家的犯罪である。我が国はすべての拉致被害者の安全を確保し、直ちに帰国させるとともに、拉致に関する真相の究明と拉致実行犯の引渡しを強く要求している。

これらの点にかんがみ、参議院においては、これまで複数回にわたり拉致問題の解決を求める決議を行ってきたが、この際政府に対し改めて、平成14年に帰国した拉致被害者及びその家族に対する支援措置に万全を期すとともに、拉致問題の解決なくして国交正常化はあり得ないとの不動の立場から北朝鮮との間で粘り強く協議を進め、次の諸点に留意し、拉致問題の抜本的解決の促進に遺漏なきを期すことを求める。

一、平成14年に帰国した拉致被害者及びその家族並びに今後帰国する拉致被害者等の自立及び生活基盤の再建等に資するよう、国、地方公共団体、民間団体等の連携に留意し、支援策の実施に十全の対応をすること。

二、政府は、適時適切に、拉致被害者等支援法改正後の実施状況、帰国した被害者の生活基盤の再建等の状況及び補償の問題、未帰国の被害者の状況等を勘案の上、被害者の支援について万全を期すこと。

三、政府認定に係る拉致被害者以外で、拉致の疑いのある事案についても、その真相究明に積極的に取り組むとともに、拉致被害者の認定を進めること。

四、拉致問題に関与した責任者等の厳正な処罰の執行とその報告、具体的な再発防止策の確立、拉致被害者に対する損害賠償の確実な履行について、北朝鮮に対し強く求めること。

五、政府は拉致問題がいまだに全面解決に至っていないことを踏まえ過去の検証を行うこと。

右決議する。